

春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等の貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第13号)第7条の規定に基づき、春日市立の小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)に所属する児童生徒の学習活動の支援等のため、学習用タブレット端末等の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与物品)

第2条 この要領により貸与を行う物品(以下「貸与物品」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 学習用タブレット本体及びその付属品(以下「学習用タブレット」という。)
- (2) 学習用タブレットをインターネットに接続するための機器(以下「モバイルルーター」という。)

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 学習用タブレット 市立小中学校に在籍する児童生徒(以下「児童生徒」という。)
- (2) モバイルルーター 児童生徒のうち、学習用タブレットをインターネットに接続するための家庭内の通信環境が整っていない者で、貸与を希望するもの

(貸与期間)

第4条 貸与物品を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、第7条第3項の規定に基づき貸与を決定した日から当該貸与を受けた児童生徒(以下「利用者」という。)が卒業する日までの範囲内で、利用者の在籍する学校の校長(以下「学校長」という。)が定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号のモバイルルーターは、利用者が同号に規定する要件に該当しなくなった場合は、直ちに返却しなければならない。

(貸与に係る費用)

第5条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(管理)

第6条 学校長は、貸与の状況を常に明らかにするために、学習用タブレット等貸与管理台帳(様式第1号)を備えるものとする。

2 学校長は、貸与の状況に変更が生じたときは、学習用タブレット等貸与管理台帳(様式第1号)に記載するものとする。

(貸与の申込み)

第7条 学習用タブレットの貸与を受けようとする者の保護者(親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)は、学習用タブレット借用書兼誓約書(様式第2号)に必要事項を記入し、学校長を通じて、春日市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申込みをするものとする。

2 モバイルルーターの貸与を受けようとする者の保護者は、モバイルルーター借用書兼誓約書(様式第3号)に必要事項を記入し、学校長を通じて、教育委員会に申込みをするものとする。

3 教育委員会は、前2項の申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、貸与を決定するものとする。

4 教育委員会は、第2項の申込みについて、第3条第2号に該当しないと認めるときは、その旨及び貸与しないことについて、書面により当該申込みをした者に通知するものとする。

(貸与物品の変更)

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用者に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱い)

第9条 利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

2 利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与物品を教育の目的以外に使用すること。
- (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
- (6) 貸与物品に学校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
- (7) 教育委員会や別に定める学習用タブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレットの貸与の目的に反する行為をすること。

3 利用者等は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第10条 学習用タブレットを在籍校以外の場所で使用する場合の充電及び通信（次項の利用者が貸与を受けたモバイルルーターを当該利用者の自宅で使用する場合を除く。）に要する経費は、利用者の保護者の負担とする。

2 利用者がモバイルルーターの貸与を受けた場合は、当該モバイルルーターを利用するための通信会社との契約及びその設定は、教育委員会が行うものとする。この場合において、当該契約に要する経費は教育委員会が負担し、当該モバイルルーターの充電に要する経費は、利用者の保護者の負担とする。

(紛失、盗難又は毀損の届出)

第11条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品を紛失し、盗まれ、又は毀損した場合は、直ちに学校長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第9条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者の保護者は、その現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与決定の取消し)

第13条 教育委員会は、貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
- (2) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第 14 条 利用者の保護者は、貸与期間の終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者の保護者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

(補則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、貸与物品の貸与に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。